

# 結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度施行細則

平成 22 年 5 月 19 日制定

## ●細則 1 審議会の業務

認定および更新のための審査以外に、認定医・指導医の教育に必要な年間教育プログラム計画の作成とそれに基づいた教科書の作製および改訂を行い、系統的な結核・抗酸菌症に関する生涯教育セミナーを開催し、さらに学術集会のなかから生涯教育プログラムに合致した内容のものをセミナーに指定する。

## ●細則 2 申請料および認定料

申請者は申請料（10,000 円）を、認定を受けた者は認定料（10,000 円）を指定の郵便または銀行口座に振込みのうえ、振込受領証のコピーを申請書に貼付する。振込手数料は申請者負担とし、一旦納入された申請料、認定料は返還しない。

## ●細則 3 認定の要件

審議会が指定した生涯教育セミナー等に参加し、所定単位（認定医 50 点、指導医 80 点）を取得した者。

単位取得の対象となる項目	単位数
(1) 過去 5 年間以内の結核・抗酸菌症生涯教育セミナー出席者	30
(2) 結核予防会医学科コース受講歴（過去 5 年間以内）・結核対策指導者育成コース修了者	
項目	単位数
①指導者養成研修コース（15 日間）	80
②医師臨床研修コース（3 日間）〔現：医師・臨床コース（3 日間）〕	40
③アドバンスコース（8 日間）〔現：結核対策総合コース（10 日間）〕	50
④医師 5 日間研修コース（5 日間）〔現：医師・対策コース（5 日間）〕	40
(3) 過去 5 年間以内の審議会が指定する結核・抗酸菌症に関連したプログラム	
日本呼吸器学会，日本感染症学会等の学術集会時の本学会共同企画（結核講習会等）	20
その他の単位数は審議会で決定する	
(4) 過去 5 年間に開催された本学会の主催する学術集会（総会）出席者	20
(5) 過去 5 年間に開催された本学会の主催する学術集会（支部学会）出席者、 中国四国支部研究会・北海道支部結核談話会	5

※上記(1)または(2)①～④のいずれかを必須項目とする。

☆上記(1)および(3)の講師も単位取得できるものとする。

☆なお結核・抗酸菌症生涯教育セミナーは本学会員以外も参加できることとし、参加者には修了証を発行する。

☆「認定制度規則第 3 章第 8 条（2）指導医の応募資格条件 4）」については単位計算に含まれない必須要件である。

●細則4 認定更新の要件

認定医・指導医は、認定を受けてから5年後、以下を満たしている場合、資格の更新を申請することができる。

- (1) 認定された後も引き続き本学会の会員であること。
- (2) 認定を受けてから5年間、結核および非結核性抗酸菌症に対する適切な医療に貢献するとともに、審議会が指定した生涯教育セミナー等に参加し、所定単位（認定医50点、指導医80点）を取得した者。
- (3) 認定期間中に海外留学した場合は、留学期間相当分の認定期間の延長を申請することができる。

単位取得の対象となる項目	単位数										
(1) 結核・抗酸菌症生涯教育セミナー出席者	30										
(2) 結核予防会医学科コース・結核対策指導者育成コース受講歴											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①指導者養成研修コース（15日間）</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>②医師・臨床コース（3日間）</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>③結核対策総合コース（10日間）</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>④医師・対策コース（5日間）</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位数	①指導者養成研修コース（15日間）	80	②医師・臨床コース（3日間）	40	③結核対策総合コース（10日間）	50	④医師・対策コース（5日間）	40	
項目	単位数										
①指導者養成研修コース（15日間）	80										
②医師・臨床コース（3日間）	40										
③結核対策総合コース（10日間）	50										
④医師・対策コース（5日間）	40										
(3) 審議会が指定する結核・抗酸菌症に関連したプログラム											
結核講習会（日本呼吸器学会，日本感染症学会学術集会時）	20										
その他の単位数は審議会で決定する											
(4) 本学会の主催する学術集会（総会）出席者	20										
(5) 本学会の主催する学術集会（支部学会）出席者、 北海道支部結核談話会，中国四国支部研究会	5										
(6) 「結核」誌掲載論文の筆頭著者	10										
(7) 「結核」誌掲載論文の共著者	5										
(8) 本学会の主催する学術集会（総会・支部会等）での発表演題の演者	5										
(9) 本学会の主催する学術集会（総会・支部会等）での発表演題の共同発表者	2										
(10) 結核予防技術者地区別講習会（2日間）・全国7ブロック出席者	10										
(11) 結核対策指導者養成研修修了者による全国会議（2日間）出席者	5										
(12) 「結核」誌査読1論文	5										

※ 上記(1)又は(3)の何れかの出席を必須項目とする。

※ これらは過去5年間に開催あるいは発表されたものが該当する。

●細則5 単位取得確認書類

結核・抗酸菌症生涯教育セミナーに参加したことを証明する書類として、修了証のコピーを所定用紙に貼付する。審議会が指定する結核・抗酸菌症に関連したプログラムに参加したことを証明する書類として、参加証のコピーを所定用紙に貼付する。結核予防会研修コース受講修了書のコピーを所定用紙に貼付する。また、本学会が主催する総会、支部学会等への参加証のコピーを所定用紙に貼付する。ただし、確認書類

が発行されない単位については所定の申請書式に内容を記載する。

書類提出先：〒108-0074 東京都港区高輪 4-11-24-A101

日本結核病学会 認定制度審議委員会 宛

●細則 6 名誉会員，功労会員に関して

本学会名誉会員および功労会員において，指導医の応募資格 3)（規則第 8 条）に関しては，所属施設長に代わって理事長が承認することができる。

●細則 7

更新料（20,000 円）を指定の郵便または銀行口座に振込みのうえ，振込受領証のコピーを申請書に貼付する。振込手数料は申請者負担とし、一旦納入された認定更新料は返還しない。

●細則 8 審議会が指定するプログラムの認定

新規に審議会の指定プログラム審査を希望する場合には，以下の(1)～(5)の基準を満たしていることを確認のうえ，主催代表者が開催日の 40 日前までに，本学会認定制度審議委員会宛に指定プログラム申請書・プログラムの内容等の必要書類を郵送する。審議会にて認定の可否，および単位数について審議し，その結果を代表者宛に郵送する。単位確認書類の様式見本は別に定める。付与単位数は，概ね半日以内は 5 単位，1 日以上は 10 単位を基準として，審議会にて最終決定する。

- (1) プログラムのスケジュールは最低 2 時間とする。原則として，年 1 回以上定期的に開催されるプログラムであること。
- (2) 支部長の推薦を得ること。
- (3) 共催，後援等の開催形式を問わないが，主催者（世話人等を含む）には，日本結核病学会指導医を含むこと。
- (4) 複数の本学会認定医・指導医が参加すること。
- (5) プログラムには結核・抗酸菌症に関する研修，あるいは演題発表・教育講演をもつこと。

附則

平成 25 年 3 月 27 日 一部改定

平成 26 年 10 月 2 日 一部改定

平成 29 年 3 月 22 日 一部改訂